

宇部市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労等の使用のため自動車の改造を要する場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図り、もって身体障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする事業について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者で、宇部市に居住地を有するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 上肢、下肢、体幹又は脳原性運動機能の機能障害者で、その障害により通常の自動車を改造しなければ運転が困難な者
- (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (4) 当該年度を含め過去5年間において、当該助成を受けていない者。ただし、市長が災害等のためやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(助成金)

第3条 市長は、助成対象者の運転に支障を来たさないようその者の身体の状態に応じた自動車の改造をした場合に、それに要した費用の一部を助成するものとする。

2 助成金の額は、前項の改造に直接要した費用に相当する額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、自動車改造費等助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、身体障害者自動車改造費助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 自動車の改造等を請け負う業者(以下「業者」という。)は、申請者の同意を得て申請者に代理し市長に対して助成金を請求し、受領できるものとする。

ただし、代理の請求及び受領が困難な場合は、市長は申請者に対して直接助成金を交付することができる。

4 前項の規定により助成金の交付を請求する場合は、業者又は申請者は、改造後又は自動車登録後に請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が請求する場合は、自動車検査証の写しに加え、領収書又は改造部分が写っている写真を添付しなければならない。

5 市長は、前項の請求書が提出された場合において、適正であると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（他の用途への使用の禁止）

第5条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金を他の用途へ使用してはならない。

（助成金の交付の決定の取り消し等）

第6条 市長は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき又は偽りその他不正な行為により助成金の交付の決定若しくは交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付を受けた助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。